

【こども誰でも通園制度とは】

1. 利用対象：保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の児童
2. 利用できる時間：月10時間まで
3. 利用者が施設に支払う額：標準300円／1時間
4. 実施施設への給付額：0歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円（1時間あたり）
※令和7年度現在
5. 実施対象施設：保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、認可外保育施設等

詳細は子ども家庭庁HPをご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>

【逗子市としての今後のスケジュール（予定）】

		R7年度									R8年度
大項目	中項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実施施設関係	実施意向のある施設等と個別相談	→									随時
	認可申請受付							→	→		
	子ども・子育て会議にて意見聴取 / 審査・認可									●	
	実施開始										→
利用者関係	利用申請受付							→	→	→	
	認定証交付									→	→
	利用開始										→
制度設計関係	子ども・子育て会議にて審議	●									
	パブリックコメント	→									
	設置基準に関する条例案を上程						●				
	認可要綱等制定							●			